

令和7年度

第1回草津市地域福祉推進市民委員会 会議録

■日時：

令和7年6月2日（月）14時00分～15時30分

■場所：

草津アマカホール 2階研修室

■出席委員：

小田巻委員、三上委員、山口委員、田渕委員、山本委員、柴田委員、村上委員
高山委員、水谷委員

■欠席委員：

清水委員、栗津委員、野口委員、田村委員、新木委員、岡田委員

■事務局：

【健康福祉部】黒川部長、板垣理事、宮嶋総括副部長、小川副部長

【健康福祉政策課】中瀬課長、岡田課長補佐、増田

【人とくらしのサポートセンター】田中所長、中川所長補佐、黒川副係長

【長寿いきがい課】中西副係長、千鳥主任保健師

【障害福祉課】山元係長

【草津市社会福祉協議会】馬場グループ長

■傍聴者： なし

1. 開会

【黒川健康福祉部長】

<開会の挨拶>

【事務局】

<傍聴者の報告>

<新委員の紹介>

<会議成立の報告>

2. 議事

1) 重層的支援体制整備事業について

【事務局】

(資料1及び在宅医療介護連推進事業について説明)

【副委員長】

最初の「在宅医療・介護」の件も含めまして、ただ今の説明について、何かご意見やご質問はありますでしょうか。

【委員】

相談支援機関が10機関あるということですが、我々の団体の講座を受けておられる方で今年、その方が地域の包括支援センターに行かれて、かなり親切に対応されて、いろいろな契約事項についても、包括の方が長寿いきがい課と連絡を取り合っていたいただいたそうです。今までは、ほとんど我々の団体任せという形だと私自身も考えていたのですが、今回は、地域包括支援センターと長寿いきがい課とのパイプがしっかりと図られていたので、これは評価させていただきたいと思います。

一番大事なことは相談事業です。4月1日からということですが、どういった内容が多いのか聞かせていただけますか。

【事務局】

相談支援機関については、高齢分野の地域包括支援センター、障害の分野、生活困窮の分野、それぞれのところから、人とくらしのサポートセンターに相談をいただいております。相談いただいた内容としては、生活困窮に関する分野からの相談、高齢分野の8050世帯の支援の中での地域包括支援センターからの相談、障害を持っていて生活保護を受けていらっしゃる方などから相談をいただいております。

【副委員長】

本人が直接ですか。それともどこかを通してですか。

【事務局】

支援機関を通じて相談いただいております。

【委員】

人とくらしのサポートセンターというのは、令和5年からできたのですか。

【事務局】

人とくらしのサポートセンターは平成30年からありましたが、令和5年度からは、それまであった地域保健課と統合し、困窮の相談を受けております「くらしサポート係」と、地区担当保健師や重層的支援体制整備事業を担当する「地域保健係」という2係制となっています。

【副委員長】

他にご質問やご意見はございませんか。では、私からお尋ねします。

人とくらしのサポートセンターについては平成30年からということでしたが、その後、令和5年に今の体制になったということでしたが、住民の皆さんがどのようにして、人とくらしのサポートセンターを知ることができるのでしょうか。

【事務局】

市の広報に毎月「福祉の総合相談窓口」ということで、継続して載せさせていただいております。平成30年の時は、民生委員、町内会長の皆さんのところ回って周知に努めたと聞いております。

重層的支援体制整備事業については、令和5年度に着手して以降、事業に関して、地域を回って御説明しているところです。

【副委員長】

ありがとうございます。重層的支援体制整備事業を進めていくうえで窓口となる、人々くらしのサポートセンターがもっと知られるようになればと思います。引き続き、広報をよろしくお願いします。

他にご意見はございませんか。よろしいでしょうか。では、次に移ります。

2) 第5期草津市地域福祉計画（骨子案）について

【事務局】

(資料2、3について説明)

【副委員長】

ありがとうございました。

まず、最初に、骨子案の16ページにあります「基本理念」について、事務局より3案の紹介がありましたが、皆さまからご意見はございますか。

【委員】

骨子案の中の「圏域の考え方」の第4層に「町内会」とあり、その中に「ゴミの出しや防災の取組等」とあります。ゴミについては、分別ができている班とまったくできない班があります。分別がまったくできていないものは、町内として最終的には持って帰り分別をして処理をしています。何かよい方法はないかと思います。分別の方法を再度、市内の集積所に設置するといった方法はありませんか。分別の仕方がわかるような方法を考えてください。

【事務局】

ゴミ集積所の単位を町内会にしているのは、ゴミ集積所の設置届けを町内単位で管理しているからです。広域的な被害があるような、例えば朝6時から資源ゴミを勝手に回収しに回ってくる抜き取り業者への対策であれば、市も注意看板を設置するなどの啓発ができると思いますが、ゴミの分別に関して看板に書き込むことについては、ゴミ集積所のタイプも色々と難しいと思いますが、ご意見があったことについては、担当部局に伝えます。

【委員】

重層的支援体制整備事業は今年度から大きく変わるという形ですか

【事務局】

地域福祉計画に重層的支援体制整備事業を組み込むということで、事業自体は令和5年から開始しておりますので、その推進を一層図って行くこととなります。

【委員】

基本目標1で「みんなで育ち合う人づくり（人づくり）」と書いてあり、その3つ目で「住民同士の交流やふれあいの場づくりを推進するとともに、企業や事業所等による社会貢献を支援し地域との交流機会を促進します」とあります。どのような場をつくられるのか、どういった企業が地域の中にどのように参加していくのか想像がつかないので説明していただければと思います。

【事務局】

例えば、現在、各学区のほうで医療福祉を考える会議など、地域の皆さまが参加するような場がございます。そのようなところに、例えば社会福祉法人、介護等の事業所が参加するといったことをイメージして書いております。ただ、基本施策等については、今後、その具体的な取組を検討する中で、若干変更が生じることもございます。一旦は、現行計画の範囲で記載しております。

【副委員長】

基本理念は今回の委員会で決定するというのでしょうか。

【事務局】

3つの案をお示しさせていただき、説明の中でもありました通り、市としては総合計画との関係から、案1で進めたいと考えておりますが、委員の皆様からご意見をいただいたうえで、総合的に判断して次の会議の際に素案の中で最終案を示させていただきたいと考えております。

【副委員長】

皆様、いかがでしょうか。

では、次に、計画全体の体系についてですが、第4期計画からの変更点について、資料3で説明がありましたが、皆さまから何かご意見はございますか。

【委員】

資料2に戻りますが、15ページに主要課題が1から4まで書いてあります。私はこの1と2が非常に重要だと思いますが、民生委員のことだけが書かれており、他の団体の名前がありません。これでは情報を共有するといったところに当てはまらないと思います。

市社会福祉協議会では、地域医療と地域福祉についてかなり活動しています。そういったことが何も書いていません。高齢者の問題も書かれていますが、高齢者であれば老人クラブとの連携も必要だと思います。これだけ高齢化時代が進んでいく中で、やはりそのようなところに意見を聞かずにこのような計画が進んでいくのはおかしいと思います。

福祉は民生委員だけではなく、みんなが共有して進めないで解決しないと思います。民生委員のなり手がなくなり、確保することができないような時代に突入しており、もう少し各種団体に役割を分散し、地域医療や地域福祉を進めていく必要があると思います。

【副委員長】

ありがとうございます。各種団体がしっかりとつながるような、そのような計画にしていただきたいというご意見だったと思います。

他にご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

では、私からお尋ねします。

「福祉サービスの適切な利用促進」とありますが、「適切な」と言われると、場合によってはある程度サービス利用を抑制するような意味合いに取られかねません。「情報発信の充実」や「サービスの評価と質の向上」、「権利擁護の推進」が含まれていますので、必ずしもそういった内容にはならないと理解はしていますが、この辺りはどのように考えておられるのでしょうか。

【事務局】

先ほど、第4期計画の「安全・安心な地域づくり」を基本目標2のほうに動かしたという説明をさせていただきましたが、第4期計画の中の「安全・安心な地域づくり」の中には「サービスの評価と質の向上」といった、今回の「安全・安心な地域づくり」とは直接関わりが薄い施策については基本目標3に残すこととしたため、「福祉サービスの適切な利用促進」を新たに設けたものです。なお、「適切な」という表現については、見直しも含め検討させていただきます。

【委員】

重層的支援体制整備事業の図を見ているのですが、今までと違って、いろいろな方が関わるといことで、よくなっていくということだと思いますが、この支援する人たちは、一堂に集まって何回か会議を持たなければいけないのでしょうか。よくなっていくのはわかるのですが、実際に動くのに会議が増えたり、スピーディに進まない状況も出てくるかもしれないという不安を私は持ちました。

【事務局】

会議を重ねることで支援者の負担につながらないように、事務局の方でも考えております。

会議の場にどのメンバーが集まるのかであったり、公的な会議の運営に関しましては、日々考えて調整しているところでございます。

【副委員長】

他にご意見やご質問はございませんか。

それでは、最後に、骨子案全体を通して何かご意見はございませんか。委員の皆さまのご経験の中から気づきというものが出てくると思いますので、どのようなご意見でも構いませんので何かありましたらお願いします。

【委員】

障害者にはいろいろな制度があります。何級の方は電車が半額になるとか、車に乗っている人は高速道路が半額になるなどがあります。しかし、全部わかっている人はほとんどいないと思います。私もある程度のごことは知っていますが、医療や年金まで関わってくると思い

ます。でもそのようなことを知っている人はほとんどいません。情報が届いていません。かといって、これを相談してよいのかどうか、本人たちもわからないので黙って生活している方が多いです。そのような制度の一覧表のようなものがあれば、私たちも勉強をさせてもらってご相談も伺えます。そういったものはありませんか。

【事務局】

各等級で受けていただくサービス一覧といったものは、手帳交付時に「障害福祉の手引き」というものを作成させていただき、この等級の方にはこのようなサービスを受けられるといったことを説明させていただいております。制度のほうも改正されておりますので、そういったところはホームページで公開させていただいております。また、各種団体からのご依頼に応じて、「障害福祉の手引き」を使ってご説明をさせていただきますので、障害福祉課のほうまでご連絡いただければと思います

【副委員長】

障害に関わらず、子育て世帯の方、高齢者の方、制度上のサービスについて知っていただくことが大切です。そういったところの情報共有は大変重要だと思います。

他によろしいでしょうか。

特にご意見、ご質問がないようでしたら、第5期計画の骨子案を終了します。

委員の皆さま、様々なご意見ありがとうございました。

これで、本日の議事は終了しました。

3. その他

【委員長】

次に、次第3の「その他」です。事務局から何かございますか。

【事務局】

<事務連絡>

【委員長】

本日は、以上となります。進行を事務局にお返しします。

【事務局】

皆さま、本日は、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。本日のご意見を踏まえまして、骨子案を素案へと作り込んでまいりたいと思いますが、先ほどの基本理念につきましても、皆さまのほうから特にご意見がなかったということで、案1で進めさせていただければと思います。

次回の市民委員会では、施策の展開を中心に計画素案についてご審議いただく予定でございます。皆さまには引き続き、ご出席賜りますようよろしくお願いいたします。本日は、誠にありがとうございました。

4. 閉会
